

## 告 示

### 埼玉県告示第八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人多文化交流センター

（変更後） 特定非営利活動法人インターナショナル川口

三 代表者の氏名

兼 先 勇

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目五十番地

（変更後） 埼玉県川口市本町四丁目十三番三、千百四号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国民及び外国人に対して、語学講座を含む人材養成に関する講座を通じて社会教育の推進、相互訪問を通じて文化・芸術の振興を図る活動、及び諸活動全般を通じて国際協力の活動に寄与することを目的とする。